

政務活動記録簿 (年会費負担)

議員名 小林 誠

年 月 日	令和3年4月12日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 令和3年度			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の調査研究のため			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容</p> <p>人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員を講師に招き勉強会を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度</p> <p>数カ月一度、勉強会を開催。会誌も発行。県外研修も年に一度開催</p> <p>◆参加者の状況</p> <p>奈良県議会議員や市町村議員等が参加</p> <p>勉強会や会報誌を通じて人権に関する最新の情報・動向を知ることができる。また、部落差別の歴史的背景や経緯を詳しくしることのできる貴重な会であると考えている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	30,000		8
	合計	30,000円 (すべて政務活動費)		
備考	添付資料：規約 会報誌 総会資料			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熟あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

第20回 総会 人権政策の推進にむけて研修

奈良ヒューライツ職員団第20回総会は2月16日、橿原市のきれんセンターで開催し、県議会議員、市町村議会議員から25人が出席。県・県教育委員会から、2020年度から29年度の計画期間で改定された奈良県人権施策に関する基本計画と、2021年度人権施策関連事業の中で新規事業と重点的な事業について説明を受けた。



職員団活動の連携を強めたいと挨拶する川口議長

冒頭、川口正志議長は、新型コロナウイルスの中で支障があるが、新年度に向けて様々な活動を展開していく上で、連携を深めていきたいとあいさつ。

田川雅人幹事長が議事を進め、2021年度役員体制、2020年度会計決算報告(アイヌ民族関係)への協賛を決定し、今年度予定の議会選挙での全員の当選などを確認した。

2021年度人権施策関連事業の説明では、新規事業として、知事部局は「身近な差別事象に対応する人材を養成する」ことから時代のための総合人権講座開催事業▼「児童のしつけを主体によらないゆとり子育て推進事業」▼多様な主体の参画による子どもへの支援活動を実施することも食堂等による地域づくり推進事業

出席者の紹介 【議員団役員】川口正志議長、田川雅人幹事長 【県議会】乾浩之副議長、和田恵治議員、西川均議員、樋口清士議員、小林幹議員、浦西敏史議員、小村尚己議員 【大和高田市議会】西川繁和議員 【天理市議会】今西康世議員 【橿原市議会】竹田のぶや議員、白井卓也議員 【桜井市議会】藤井孝博議員 【五條市議会】平岡清司議員、養田全康議員 【葛城市議会】岡本吉司議員 【宇陀市議会】菊岡千秋副議長 【三郷町議会】伊藤勇二議長 【高取町議会】松川博文議員 【明日香町議会】廣井三平議員 【七牧町議会】服部公英議長、牧浦秀俊議員 【河合町議会】梅野美智代議員 【大淀町議会】池田加代子議長

水平社博物館 情報 第24回特別展「相原の三賢生」展覧会の熱を光へ

1921年、「相原の三賢生」阪本清一郎・西光万吉・駒井善作は水平社創立に向けて動きだしました。阪本たちの創立に込めた願いや、差別との闘いを通して、水平社創立の意義を考えます。期間 2021年5月1日(土)～9月12日(日)

奈良ヒューライツ職員団事務局より 奈良ヒューライツ職員団事務局より 奈良ヒューライツ職員団事務局より

● 21年度第1回定例会議開催について ●

視聴覚室 (市役所南側)

期日：5月29日(土)午後1時～

①巡回展「先住民アイヌは、いま」ミニ講演(研修)～展示見学：午後1時開会・桜井市役所

大会議室 (桜井市薬敷 432-1)

②会議室：午後2時開会・桜井中央公民館 2階

【職員団事務局】 ☎ 630-8133 奈良市大安寺1-23-1 奈良県人権センター2階

☎ 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640 E-mail: bilinara_s@yahoo.co.jp(すべて英文字)

ヒューライツエキスプレス

奈良ヒューライツ職員団

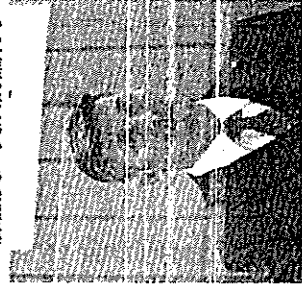
2021 Spring, vol.56

橿原・桜井市が部落差別解消推進条例制定

桜井市議会R3年度第1回定例会議は3月24日に再開され、桜井市部落差別の解消の推進に関する条例が定数16人41票の賛成で可決された。施行は4月1日。本会議では「同条例に制定は部落差別を固定化するのではないか」との反対意見に対して、加盟議員の工藤敏太郎議員(=写真)が、インターネット上の、同和地区の画像や動画と悪意ある見下したコメントをつけられた差別運動の現状を説明し、条例は「差別を許さない」という市ならびに市議会の姿勢を示すものであり、制定の意義は非常に大きいと訴え、賛成意見を述べた。

条例は6条からなり「部落差別を解消する必要性」に対する市民一人ひとりの理解を深め、全ての人の優しい社会の実現を目指すことを基本理念にかかげ、市は、(1)全ての世代に対する必要な政策、(2)相談体制の充実、(3)推進体制の充実、(4)市民等及び事業者は市の施策に協力し、(5)市民等及び事業者は市の施策に協力し、(6)啓発活動の充実、(7)必要な教育・啓発活動の充実、(8)地域の推進体制の充実を努めると定めている。

「橿原市部落差別の解消の推進に関する条例」が賛成討論を行う

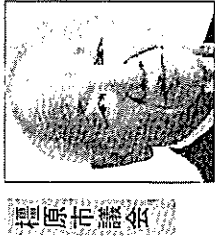


「橿原市部落差別の解消の推進に関する条例」が賛成討論を行う

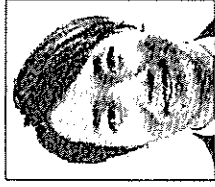
条例は11条からなり「施策は、部落差別を解消し、全ての人がともに生きる社会を実現することを旨として行う」ことを基本理念にかかげ、差別の実態調査、部落差別解消の基本的政策を含む人権施策に関する基本計画の策定、相談体制の充実、必要な教育・啓発活動の充実、地域の推進体制の充実を努めると定めている。

奈良ヒューライツ職員団事務局
〒630-8133 奈良市大安寺1-23-1
奈良県人権センター2階
TEL 0742-64-1631
FAX 0742-64-1640
E-mail: bilinara_s@yahoo.co.jp
発行責任者 田川 雅人

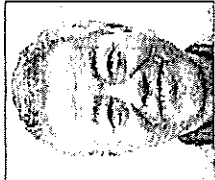
橿原市議会・香芝町議会・吉野町議会 選挙 当選者紹介



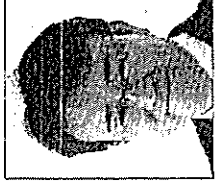
新規加盟議員



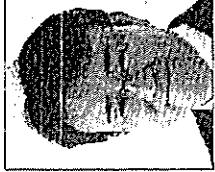
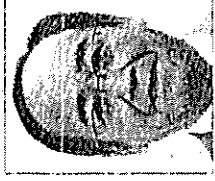
橿原市議会



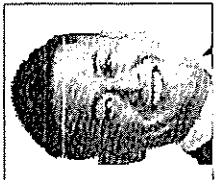
吉野町議会



香芝市議会



香芝市議会



新規加盟議員

西澤巧平議員(9期)

小西高吉議員(6期)

中村良祐議員(5期)

戸高清友議員(2期)

議員団県政の重要課題を貫く ヒューライツエイキス

代表質問 (要旨) 1. 新年度予算について、知事は、コロナ禍の中、本県の更なる発展に向けて積極果敢に取り組んでいく。3. 新年度予算に込めたい思いを、改めて伺いたい。2. 新型コロナウイルス感染症対策について、この感染症と戦って来た1年間の総括として、今後の取り組みは、(1) 菅野知事(大和高田市)にワクチン接種推進を設け、市町村の接種体制を整備をしっかりと支えていく。医療従事者向けワクチンが到着次第、重点医療機関から接種を始め、順次進めていく。3. 観光の振興について、(1) 本年7月開業予定の奈良まほろば館(新拠点を活用



自民党 米田忠則 議員 (大和高田市)

代表質問 (要旨) (1) 仮称奈良県南部・東部振興基本計画について、計画の基本的な考え方や重点施策を伺いたい。2. 南部・東部地域におけるスポーツ振興と地域振興について、10年後の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会を契機として、競技ごとに地域の特色を活かした会場を検討すべきだが、計画は、3. 南部・東部地域における新型コロナウイルスワクチン接種体制について、接種体制の整備計画と県の支援策は、(1) 菅野知事(吉野郡)が連携して集団接種会場を設け、医療従事者や会場運営スタッフの確保など、集団接種の



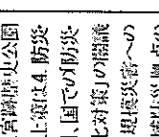
創生奈良 浦西敦史 議員 (吉野郡)

代表質問 (要旨) 1. 観光振興と奈良まほろば館(新拠点)について、(1) 来館者が、観光地や県産品販売店等のおもてなしに失望しないよう、観光サビシスの向上に取り組む必要があると考えられるだろうか。(2) 奈良の魅力の発信拠点である奈良まほろば館(新拠点)に県産品をできる限り活用すべきと考えられるだろうか。(3) 新拠点の運営は、(1) さきのもりのような想定以上の県民負担が発生してはならないと考えるが、取り組み内容は、2. 出産を希望される方への支援について、不育症治療は助成の拡充など、一定の進捗が図られた中、今後は不育症への理解促進や相談支援



日本維新の会 小林 誠 議員 (生駒郡)

した本県の魅力の発信計画は、(2) 当施設の利用者の増加に必要となる強化策は、(3) 奈良公園及び平城宮跡歴史公園の、来訪者の受け入れ環境や魅力の向上策は、4. 防災減災、国土強靭化について、(1) 昨年度12月、国での防災減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の協議決定を受け、本県での取り組みは、(2) 大規模災害への備えとして、一層期待が高まる大規模広域防災拠点の今後の整備計画は、5. 大和平安中央プロジェクトについて、県が機械部3町と協働するプロジェクトの取組状況と、今後の進め方は、6. 市町村財政の健全化について、県内の取組状況と、今後の支援策を改めて伺いたい。7. 女性の活躍について、今後の支援策を改めて伺いたい。8. 女性性活躍の促進について、今後の進め方は、9. 教育の振興について、質問。



代表質問 (要旨)

代表質問 (要旨) 1. 観光振興と奈良まほろば館(新拠点)について、(1) 来館者が、観光地や県産品販売店等のおもてなしに失望しないよう、観光サビシスの向上に取り組む必要があると考えられるだろうか。(2) 奈良の魅力の発信拠点である奈良まほろば館(新拠点)に県産品をできる限り活用すべきと考えられるだろうか。(3) 新拠点の運営は、(1) さきのもりのような想定以上の県民負担が発生してはならないと考えるが、取り組み内容は、2. 出産を希望される方への支援について、不育症治療は助成の拡充など、一定の進捗が図られた中、今後は不育症への理解促進や相談支援

代表質問に3人、一般質問に4人が登壇し

一般質問 (要旨) 1. なら歴史芸術文化村について、開村に向けた取組の進捗状況と施設の活用について伺いたい。(1) 菅野知事(答弁) 文化財の修復をわかやみやろくろく像と、私像が形作らるる像や素材を体感できる商品の製作を進め、地域の産物も楽しむながら歴史芸術文化を楽しむ複合的な機能をめざす。2. 聖徳太子没後1400年関連事業について、今後とも記紀・万葉ブロードキャストを継続するにあたり、聖徳太子没後1400年を迎える本年、県の関連事業計画は、3. 脱炭素社会の構築に向けて木質バイオマス発電を推進するため、森林内の整備が必要と考えるかどうか。4. 建設職士の円滑な就業について、公共工事等発生する建設職士の受入施設の新たが設置を含め、円滑な就業に取り組むべきと考えるが、所見を伺いたい。5. 県立高校について、今後も少子化が進み、県立高校の生徒数の減少が見込まれる中、これからの学校づくりは、



自民党 岩田国夫 議員 (天理市)

一般質問 (要旨) 1. 特定地域づくり事業について、特定地域づくり事業協同組合を認定する際の「地区」の基盤についての見解は、また、市町村とも県として支援策は、(1) 菅野知事(答弁) 現時点では過疎地域の18市町村に加え、高取町と大滝町が対象地域になると思うが、今後のニーズなども勘案して見直すことも考えたい。全国の実施事例が数件という中で川上村が4月から同事業を開始予定だが、必要な支援を検討し、実施していく。2. 平群町の財政健全化に向けた県の取組について、「重症繁報」を発令した同町への取組みは、3. 脱炭素社会の構築に向けた温室効果ガス排出削減の取組について、促進には運輸部門と家庭部門で重点的に削減を図る必要があるが、両部門の排出削減の取組について、他県では同一児童生徒の服装基準や、パソコンを活用した出向方式など、新方式を独自に導入していると聞くが、本県の学カ・学習状況調査の取組はどうか。



自民党 小村尚己 議員 (生駒郡)

一般質問 (要旨) 1. 県立高等学校耐震化関連工事の不十分な随意契約を含む財務会計上の不適正な事務処理について、財務会計上の事務に関する指導監督義務を負う知事から、契約締結権限が限り、長年にわたって行われてきた契約に関する財務会計上の不適正な事務処理について見解は、(1) 菅野知事(答弁) 県教委管轄だけでなく知事部局の不適切な会計事務が散見される。人事異動に伴う不徹底について、2. 山辺高等学校サッカー部のあり方について、(1) 監督のハラの疑い、部員の飲酒問題について見解は、(2) 同部は県教委の部活動方針と乖離し、基本合意書そのものを破棄すべきではないか。3. 生物多様性と昆虫保護について、(1) 生物多様性を保全する多様な森林づくり計画は、(2) 今後の昆虫など野生動物植物の保護を含む生物多様性の保全の取組は、4. 大滝の殺処分削減、5. 県の空き家対策と市町村の連携の一を質問。



創生奈良 阪口 保 議員 (生駒市)

一般質問 (要旨) 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援について、県内の中小企業や小規模事業者などに対する支援策は、2. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための一斉・定期的な検査について、感熱検大時に検査機関や福祉施設の職員等を対象とした検査の実施の必要性は、(1) 西川福祉医療部長(答弁) 大日本維新の会 中川 崇 議員 (奈良市・山辺郡) 和歌山市につづき、今年2月から奈良市など8市町の施設で順次検査をすまており、新年度予算にも必要費を計上している。申し込みのない施設には理由を尋ね、実施の拡大に工夫していく。3. 断らない救急医療体制について、その実現のための県の取り組みは、また、特に重要な役割を担う県立医科大学附属病院、奈良県総合医療センターの取り組みは、4. 障害者福祉の充実について、同じ障害者別でも、障害の特性が一入ひとり異なるということをご踏まえた啓発が重要と考えるかどうか。5. 県域水道一体化の課題の認識、6. 教員の多忙化への対策について一質問。



日本維新の会 中川 崇 議員 (奈良市・山辺郡)

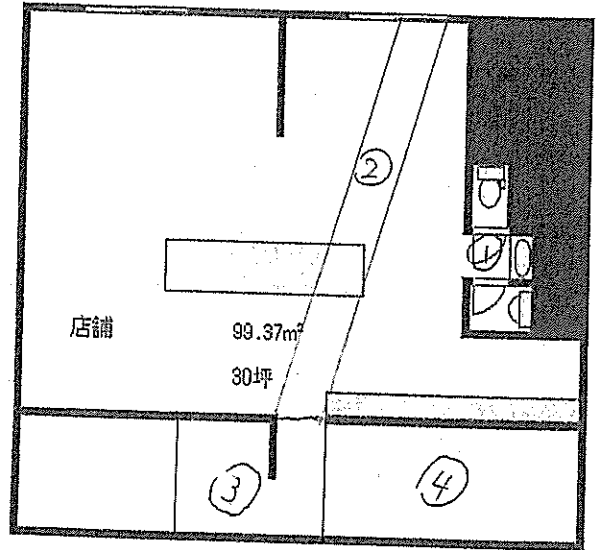
令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所：平群町椿井 600-1 電話：070-1766-1555 延べ床面積 99.37 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森中昭子) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 99.37 m ² (a) うち政務活動使用面積 71.59 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 71.59 / 99.37 → 按分率 7 / 10
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 70% (按分率の考え方：使用実態による按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 70% (按分率の考え方：事務所賃借料と同率按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

小林誠事務所 政務活動費充当根拠


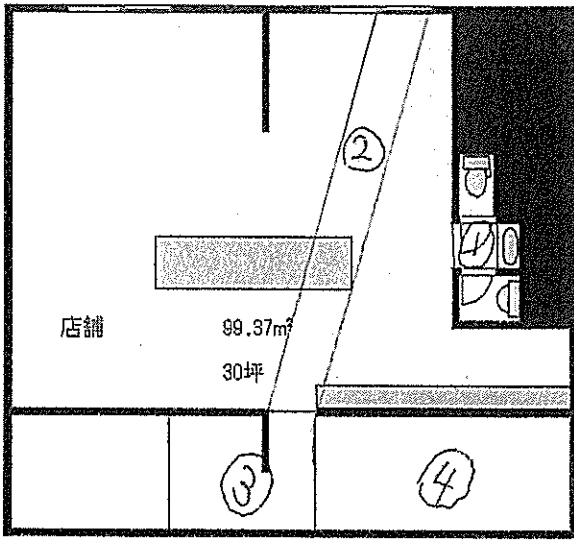

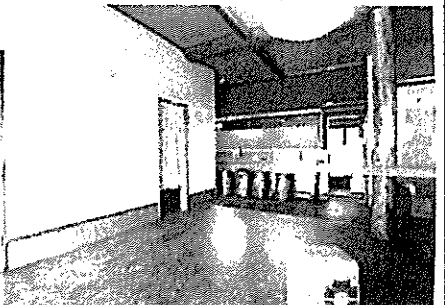



① トイレ	女子トイレ	140cm × 78cm = 10,920
	男子トイレ	170cm × 138cm = 23,460
② 通路		670cm × 100cm = 67,000
③ 台所		300cm × 260cm = 78,000
④ 応接スペース		460cm × 214cm = 98,440
	合計共有スペース	= 277,820

事務所全体面積 99.37m² = 共有スペース 27.78m² + 政務活動使用面積 71.59m²
 (三晃住宅資料参考)

政務活動使用面積 71.59m² / 事務所全体面積 99.37m² = 72.02%

(按分率 7/10)

近鉄生駒線 竜田川駅 徒歩8分		椿井店舗 1号室																																																																
(99.37m ²)		店舗																																																																
敷金	30.0万円	礼金	10.0万円																																																															
		賃料	108,000円																																																															
		共益費	無し																																																															
		駐車場	3台無料 / 追加要相談																																																															
		<駐車代込総額> 108,000円																																																																
																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">設備</th> </tr> <tr> <th>BT別</th> <th>浴室</th> <th>シャワー</th> <th>洗濯機</th> <th>洗面台</th> <th>コンロ</th> <th>エアコン</th> <th>追焚</th> <th>浴乾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イタホシ</td> <td>下駄箱</td> <td>EV</td> <td>BS</td> <td>OS</td> <td>ウォール</td> <td>ウォール</td> <td>オート</td> <td>システムK</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>カーポート</th> <th>収納</th> <th>バルコニー</th> <th>P2台目</th> <th>宅配B</th> <th>床</th> <th>床下取</th> <th>専用扉</th> <th>自転車置</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>無料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				設備									BT別	浴室	シャワー	洗濯機	洗面台	コンロ	エアコン	追焚	浴乾	—	—	—	—	○	—	○	—	—	イタホシ	下駄箱	EV	BS	OS	ウォール	ウォール	オート	システムK	—	—	—	—	—	—	○	—	—	カーポート	収納	バルコニー	P2台目	宅配B	床	床下取	専用扉	自転車置	—	—	—	無料	—	—	—	—	—
設備																																																																		
BT別	浴室	シャワー	洗濯機	洗面台	コンロ	エアコン	追焚	浴乾																																																										
—	—	—	—	○	—	○	—	—																																																										
イタホシ	下駄箱	EV	BS	OS	ウォール	ウォール	オート	システムK																																																										
—	—	—	—	—	—	○	—	—																																																										
カーポート	収納	バルコニー	P2台目	宅配B	床	床下取	専用扉	自転車置																																																										
—	—	—	無料	—	—	—	—	—																																																										
方位	北西	損保	要損保																																																															
構造・規模	木造 1/2階 総戸数1戸		状況	入居中																																																														
所在地	奈良県生駒郡平群町大字椿井		契約方式	一般契約																																																														
その他沿線	近鉄生駒線 勢野北口駅徒歩14分		更新	更新料																																																														
	近鉄田原本線 新王寺駅徒歩25分		その他																																																															
その他費用																																																																		
備考	大きな道路沿いに立地しており、駐車場も敷地内6台利用可能です(*^*)道も広く交通量の多い道路沿いなので集客が見込めますね♪飲食業跡なので必要であれば備品も利用可能です(^.^)業種に関してはお問合せ下さいませ☆																																																																	
その他写真																																																																		
																																																																		
																																																																		

※間取り・写真・設備が現況と異なる場合があります。その場合は、現況を優先とします。

貸貸借契約証書

椿井店舗 1 号室

貸主 森中 昭子 様

借主 小林 誠 様

賃貸借契約書

貸主森中 昭子(以下甲という)借主小林 誠(以下乙という)との間に貸室賃貸借に関して、次の通り契約を締結する。

第1条 (貸室)

甲は、甲所有の次の賃貸借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名称 椿井店舗
所在地 奈良県生駒郡平群町椿井600-1
構造 木造
賃貸借部分 1

第2条 (使用目的)

乙は貸室を乙の(事務所)の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は令和元年8月19日から令和3年8月18日までの満2年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の六ヶ月前までに、乙が期間満了の参ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に2年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

第4条 (期間内解約)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。
この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、参ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の貸室に対し、次のとおり定める。
月額金 90,000 円也 (消費税別途必要)
- (2) 乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関に振込み支払うものとする。
但し、賃料が参ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1ヶ月を30日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不相当となったときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに応じるものとする。

第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。
月額 無しの為下記イ～々までの負担は無しとする。
(イ) 共用部分の光熱費

- (ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
- (ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費
- (ニ) 共用部分の保全費
- (ホ) 共用部分の保安警備費
- (ヘ) その他の必要経費

- (2) 乙の貸室内で使用した電気、ガス、水道等の光熱給水費を負担するものとする。
- (3) 前項の賃料にかかわる規定は費用についても準用されるものとする。

第7条 (保証金)

- (1) 乙は保証金として、下記の金額を甲に預けるものとする。
保証金 金0円也

尚、保証金には利息を附さない。

- (2) 乙の申し出により本契約を解約するとき、第16条により本契約が解約されたとき並びに本契約が終了したとき、いずれの場合も甲は保証金から金0円を差し引き残額を乙に返還するものとする。
- (3) 乙に賃料延滞、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行があるときは、甲は任意にこれを保証金より差し引いて返還するものとし、乙は本契約期間中は保証金をもって賃料その他の債務と相殺することはできない。
- (4) 乙は保証金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。
- (5) 本契約が終了し、乙が貸室を完全に明渡し且つ甲に対する一切の債務の完済した後に、甲は保証金を第2項により差し引いた後乙に返還する。
- (6) 甲の責に帰すべき事由による場合又は乙が第4条第1項による甲の一方的事由により本契約が終了した場合は、第2項の規定にかかわらず保証金全額を乙に返還する。

第8条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。
- (ロ) 貸室の全部又は一部を第三者に転貸もしくは使用させること。
- (ハ) 貸室内に夜間宿直その他の名目にて寝泊りさせる等、居住の用に供すること。
- (ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。
- (ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他近隣に迷惑を及ぼす行為、その他貸室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。
- (ヘ) 貸室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第9条 (修理費の負担区分)

- (1) 建物の本体及び甲所有の諸造作の大修理は甲がこれを行うが、貸室の壁、天井、床等に対する小修理 (塗装替を含む) は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第10条 (原状変更)

- (1) 乙が貸室内の改装、間仕切り、その他諸造作、設備の新設、附加、除去等全て原状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
- (2) 貸室又は建物内に重量物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、掲示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得

なければならない。

万一甲に無断で上記に違反し、取り付けた場合、甲は乙の承諾なしに破棄しても乙は異議ないものとする。(諸費用は乙の負担とする)。

- (3) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行いその都度甲の承諾を得なければならない。

第11条 (損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

第12条 (免責)

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施行する建物又は付属施設の修理、改造等の工事による共用部分、付属設備又は貸室の使用停止又は使用制約に起因するもの。
- (ホ) 甲が賃貸人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するもの。

第13条 (立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救護、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。
非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

第14条 (延滞損害金)

乙が賃料又は賃料以外の経費の納付を延滞した場合は、甲はその額に対して、100円につき日歩4銭の割合により延滞損害金を加算して請求することができる。

第15条 (契約の消滅)

天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

第16条 (契約の解除)

乙に次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 貸室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第8条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮差押、仮処分、強制執行を受けもしくは破産、和議、会社整理、会社更生等の申立てを受け或いは自ら申立てをしたとき。更に解散もしくは死亡、禁治産の宣告等があったとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙所有の物件を自己の費用をもって収居し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕上げに復してこれを甲に明渡すものとする。
なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。
この場合において乙が遅滞なく原状回復の処理をとらなかつたときは、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に残置した物件があるときは甲は任意にこれを処分することができる。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙ったときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (造作買取請求権)

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないことはもちろん、貸室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

第19条 (届出事項)

乙に下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。
- (ロ) 組織変更又は合併。
- (ハ) 乙又は保証人の死亡。
- (ニ) その他甲が特に指定する事項。

第20条 (扉鍵の貸与)

- (1) 甲は賃貸借室の扉1ヶ所につき、扉鍵 個を乙に貸与する。
- (2) 乙はやむを得ない事由により同一の扉につき2個以上の扉鍵を必要とするときは、書面をもって甲にその貸与を求めることができる。
- (3) 乙は扉鍵を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に鍵交換代を負担して、甲に扉鍵の再交付を請求するものとする。
- (4) 乙は複製した扉鍵又は紛失した扉鍵に基づく一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

第21条 (動物飼育の禁止)

乙は賃貸借物件内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

第22条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第23条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第24条 (反社会的勢力ではないことの確約)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう) が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第25条 (追加条項)

- (1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起り、迷惑を及ぼしたるときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけないこと。
- (2) 乙は袖看板及び建物内外部にかける社名表示版の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。
- (3) 乙は、消防署の指導要項を受け、法令条例等遵守のこと。
- (4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。
- (5) 乙は本契約期間中、甲指定の店舗総合保険に加入の事。
- (6) 防音には万全を期し、外部からのクレームについては乙にて対処の事。
- (7) 契約物件に対する通常小修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は甲の負担とする。
- (10) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (11) 乙は契約時、甲に礼金 100,000 円を支払うものとする。
- (12) 業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (13) 本店舗内の設備については原状渡しとする為、入居中の故障修理・撤去については借主にて対処のこと。(エアコン、照明、ウォシュレット、冷蔵庫等)
- (14) 電気、ガス、水道の毎月の支払いに関しては甲と相談の上、家賃と共に支払うものとする。
- (15) 退去時日割計算は行わないものとする。
- (16) 浄化槽の汲取費用に関しては甲と折半にて支払うものとする。
- (17) 家賃には敷地内駐車場 6 台分の料金を含むものとする。
- (18) 消費税及び地方消費税は、消費税法 第 29 条及び地方税法の改正により税率が変更になる場合があります。以上

振込口座

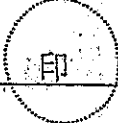
奈良信用金庫

口座番号

名義 森中 昭子 (モリナカ ショウコ)


下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について前記のとおり貸貸借契約を締結したことを証
するため、本契約書式通を作成し、記名押印の上、各自その巻通を保有する。

令和
平成 1 年 8 月 17 日

貸貸人（甲） 住所 奈良県生駒郡平群町橋本600-1
氏名 森中昭子
TEL [Redacted] 

賃借人（乙） 住所 奈良県生駒郡斑鳩町興留4-3-23
氏名 小林 敏
TEL 0745-74-3607

連帯保証人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
TEL [Redacted]

連帯保証人 住所 _____
氏名 _____ 
TEL _____

仲介人 免許証番号 [Redacted]
本店 [Redacted]
取扱店 [Redacted]
政令で定める使用人
宅地建物取引主任者 [Redacted]
担当営業員 [Redacted]

令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名： 住所： 電話番号：
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2021年4月1日～2022年3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処補助等
⑤ 給料(賃金)	7000円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input checked="" type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の 考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(3時間) / 政務活動(3時間) + その他業務(3時間) 3時間/6時間 → 按分率 1/2 <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数() / 政務活動() + その他業務() 日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合() → 按分率 /
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	██████████	生年月日	
氏名	██████████		██████████
現住所	██████████ ██████████		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2021年4月1日～2022年3月31日		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員 その他 ()
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び政党活動に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	午前9:00～午後16:00 休憩1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 7,000円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2021年4月1日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 小林 誠 被雇用者 ██████████ </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 小林 誠】

雇用者氏名	住所	383-1	生年月日	性別	雇入年月日	2021年 4月1日	賞与1											
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
労働日数	5	4	3	6	8	7	4	8	6	7	6	7	6	7	7	71		
労働時間数	35	28	21	42	56	48	28	37	14	49	42	49	42	49	449			
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
基本給	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	48,000	28,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	42,000	48,000	453,500			
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
課税合計	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	48,000	28,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	42,000	48,000	453,500			
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
総支給額	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	48,000	28,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	42,000	48,000	453,500			
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
課税対象額	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	48,000	28,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	42,000	48,000	453,500			
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
差引支給額	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	48,000	28,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	42,000	48,000	453,500			
領収印	[Redacted]																	

注 I 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。








令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名： 住所： 電話番号：
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2021年4月1日～2021年6月30日
④ 職務内容	政務活動関連事務処補助等
⑤ 給料(賃金)	7000円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input checked="" type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (3時間) / 政務活動 (3時間) + その他業務 (3時間) 3時間 / 6時間 → 按分率 $1/2$ <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 () / 政務活動 () + その他業務 () → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日	
氏名			
現住所	 電話： 		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2021年4月1日～2021年6月30日		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員 その他 ()
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び政党活動に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	午前9:00～午後16:00 休憩1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 7,000円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2021年4月1日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 小林 誠 被雇用者  </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 小林 誠】

雇用者氏名	住所	生年月日	賞与1 賞与2													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
労働日数			3	3	6											12
労働時間数			21	21	42											84
時間外労働			0	0	0											0
休日労働			0	0	0											0
深夜労働			0	0	0											0
基本給			21,000	21,000	42,000											84,000
時間外手当			0	0	0											0
通勤手当(課税)			0	0	0											0
通勤手当(非課税)			0	0	0											0
課税合計			21,000	21,000	42,000											84,000
非課税合計			0	0	0											0
総支給額			21,000	21,000	42,000											84,000
健康保険料			0	0	0											0
介護保険料			0	0	0											0
厚生年金保険料			0	0	0											0
雇用保険保険料			0	0	0											0
社会保険料合計			0	0	0											0
課税対象額			21,000	21,000	42,000											84,000
所得税			0	0	0											0
市町村民税			0	0	0											0
控除額合計			0	0	0											0
差引支給額			21,000	21,000	42,000											84,000
領収印																

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

係字体 0123456789

31759

08 E 0011867
08-E009383
AA1A29R-011867#

提出用

年 月 日

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 8ttrhf5v

労働保険特別会計歳入徴収官殿

32701

29101023199-000

※各種区分			
第1種(2)	保険関係等	業種	産業分類
05	311	9416	

確定 保険料 算定 内訳	①区分	算定期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
	労働保険料	保険料・一般拠出金算定基礎額	3.00
	労災保険分		779 3.00
	雇用保険分		***
	一般拠出金		779 0.02

概算 増加 概算 保険料 算定 内訳	①区分	算定期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
	労働保険料	保険料算定基礎額の見込額	2337
	労災保険分		779 3.00
	雇用保険分		

申請済概算保険料額 2,541 円
増加概算保険料額 (印のイ-④) 0 円
中間納付額 204 円

⑤ 第2期	2337 円	204 円	2337 円	2133 円	15 円	2148 円
⑤ 第3期						

加入している 労働保険 労働保険 雇用保険

特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

事業又は作業の種類 県議会議員事務所

住所 奈良県生駒郡平群町椿井600-1
名称 こはやし誠事務所
氏名 小林 誠

作成年月日: 636-0911 (090) 6555-1555
提出代行者: 事務代理者の表示
氏名: 小林 誠
電話番号:

領収済通知書

労働保険

国庫金

(記入例) ¥0123456789

30841

奈良労働局

00075491

徴収助定 国際料収入及び一般拠出金収入

労働保険 別会計 0847

6118

03

郵便番号	〒29101023199-0000	〒CD	7
------	-------------------	-----	---

9-3 9-3 9-3-7-12

納付の目的
1. 金額 3 1
2. 金額 2

(住所) 〒636-0911 生駒郡 平群町櫛井 600-1

(氏名) 小林誠事務所 小林 誠

08-E009383 AA1A29R011867#
29101023199-000 0011867

内	労働保険料	2133
外	一般拠出金	15
合計額		2148
あて先	〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 奈良労働局	
納付の場所	労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)	

ここから切りはなして下さい。

注意事項

年度更新の手続き期間は6月1日・7月10日(7月10日が土曜日又は日曜日の場合は直後の月曜日)までです。
労働保険料等の窓口納付を行う場合は、この申告書に納付する保険料を添えて日本銀行の本店・支店・代理店・歳入代理店(全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局)、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターの窓口にご提出下さい。
口座振替納付を行う場合は、この申告書は金融機関で受付できませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターにて提出下さい。
申告書の提出方法は、窓口にご提出いただく他、郵送、電子申請もご利用になれます。
年度更新手続き期間内に申告書のご提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行うことができませんので、ご注意ください。
詳しくは、「労働保険年度更新申告書の書き方」をご覧ください。

〇取扱上の注意

- この申告書(切りとり線から下方に納付書が接続しています。)はノーカーボンの3枚1組となっていますから記入するに当たってはまず、この注意事項の部分を図1のように下の切りとり線から切りはなし、同封の「労働保険年度更新申告書の書き方」をよく読んでから記入して下さい。
*印のついた欄は記入しないで下さい。
- 申告書及び納付書の記入が終わりましたら、申告書(事業主控)を図2のように切りはなし保存して下さい。この場合、残りの申告書(提出用)と納付書は切りはなさないで下さい。
- この申告書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(→)の所で折り曲げて下さい。

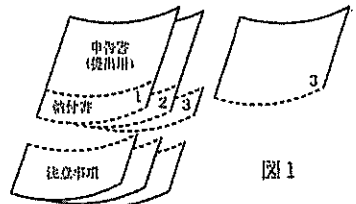


図1

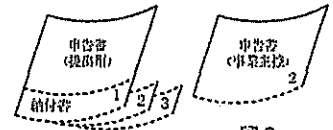


図2

それぞれ矢印で示す箇所に金額を転記して下さい。

申告済額	2541	申告済概算保険料額	
追加額	204	増加既算保険料額	
合計額		00000000000000	
② 期別納付額	2337	(イ) 既算保険料額 (①の(イ)+②+次期以降の内払済増額)	204
第2期		(ロ) 労働保険料未当額 (②の(イ)-②の(ロ))	2133
第3期		(ハ) 不足額 (②の(イ))	15
		(ニ) 今期労働保険料 (①-(ロ)又は(イ)+(ハ))	2148
		(ホ) 一般拠出金未当額 (②の(イ)-(一般拠出金のホ))	
		(ヘ) 一般拠出金額 (②の(イ)-(ホ))	
		(ト) 今期納付額(②)+(ヘ)	

〔領収済通知書の金額記入欄〕

労働保険料	2133
一般拠出金	15
合計額	2148

*金額の前に必ず「¥」記号を付して下さい。